

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について（議案第73号）

国民健康保険課

1 改正の理由

福祉医療費の支給対象範囲を拡大する。

2 主な内容

高校生等（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）について、病院又は診療所で入院して行われる医療を受けた場合に、福祉医療費の支給対象とする。

3 施行期日

令和3年4月1日